

第5章 高齢者福祉施策

基本目標1:暮らしを包括的に支える環境の整備

(相談支援体制、介護サービス等の充実、生活基盤の包括的整備促進など)

取組方針

高齢者が介護が必要な状況になった場合においても、「相談支援体制」をはじめ、尊厳を守る「権利擁護」「在宅医療・介護連携」「認知症の早期対応」「介護保険サービス」「生活基盤の包括的整備促進」などの取り組みの充実を図り、本人と家族の暮らしを包括的に支える環境整備を推進していきます。

(1)相談支援体制の充実(新)

取組名	内容	主管課
①地域包括支援センターの拡充	●現在、2か所設置されている地域型地域包括支援センターについて、3か所目の地域型地域包括支援センターを設置し、地域包括支援センターの機能強化を図ります。	介護長寿課 (包括支援係)
②専門職の資質の向上(新)	総合相談機能の充実を図るため、以下の取り組みを実施し、専門職の資質向上を図ります。 ●地域包括支援センター各職種の連絡会を定期的に行い、情報交換及び困難事例の検討等を行います。 ●介護支援専門員及び地域包括支援センター職員が、自立支援や困難事例の対応について多角的な視点を身につけるため、地域ケア会議を開催します。 ●各種研修について周知し、研修受講を推進します。 ・地域包括支援センター各職種連絡会の定期開催 ・地域ケア会議の開催 ・各種研修の周知	介護長寿課 (包括支援係)
③関係機関の連携強化(新)	●様々な場を活用し、「高齢者の身近な総合相談窓口」として地域包括支援センターの周知を図ります。 ●生活困窮やヤングケアラーなどの複合化・複雑化した課題解決のため、保健・医療・福祉サービス等と連携し適切な支援につなげられるよう、地域の様々な関係機関とネットワークの構築を図ります。 ●相談機能をもつ庁内他部署との連携を強化し、切れ目ない相談対応を行います。 ・地域包括支援センターの周知 ・地域ケア会議の実施 ・庁内連絡会への参加	介護長寿課 (包括支援係)

	●複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、分野や対象を問わない身近な相談窓口で、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」「他機関協働」を一体的に提供する重層的支援体制整備に向けた移行準備事業に取り組み、体制整備を推進します。(新)	社会福祉課 (介護長寿課、 障害福祉課、 こども未来課、 学校教育課、 健康推進課)
--	---	---

(2)権利擁護の推進(新)

取組名	内容	主管課
①虐待の早期発見と防止	●高齢者虐待防止に対する市民の意識向上を図ります。 ●虐待の可能性のある事案に対して迅速な状況把握と的確な対応がとれるように、平時より関係機関と連携を強化します。 ●介護関係事業所への運営指導等において虐待防止の徹底を図り、介護事業所に対して虐待防止の周知・啓発を行います。 ●虐待防止条例等制定に向けた検討を図り、虐待防止の体制強化に努めます。 ・市民等へ的高齢者虐待防止に関する普及啓発活動の実施 ・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催 ・介護サービス事業者に対して、集団指導や運営指導を通して、高齢者虐待防止の推進	介護長寿課 (包括支援係、 管理係)
②成年後見制度の利用促進	●判断能力が十分でない高齢者の権利擁護と福祉の保護を図るための成年後見制度の利用促進を図るため、費用等の助成を行い、経済的理由などで制度を利用できない方への支援を行います。 ・市長申し立てに要する費用の助成や成年後見人等報酬の助成の実施 ●成年後見制度に関する普及・啓発を図ります。 ●成年後見制度に関する相談支援体制を整備します。 ●成年後見制度の利用促進計画に基づく中核機関の整備を推進します。	介護長寿課 (高齢者支援係、 包括支援係) 障害福祉課 社会福祉課
③日常生活自立支援事業	●認知症等による判断能力が不十分で親族等の後見が難しい方に対し、市社会福祉協議会における福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理などの日常生活自立支援事業の周知と活用支援を推進します。	社会福祉協議会
④消費者被害防止の推進(新)	●特殊詐欺などの消費者被害などについて、高齢者が巻き込まれることがないように、広報紙、ホームページ等の媒体及び集まる機会を通して、情報を発信し、消費者被害防止を推進します。	介護長寿課 (包括支援係)

(3)在宅医療・介護連携の推進による環境整備

取組名	内容	主管課
①在宅医療と介護連携の推進	●医療と介護の両方を必要とする状態の方が、地域で暮らしていけるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の整備を引き続き推進します。また、関連する事業の展開は、市民の利用を念頭においた事業内容となるように実施していきます。 ●南部地区医師会との緊密な連携による医療や介護に関する情報共有、関係者間のネットワーク会議、多職種研修会の開催、市民への情報発信・公開講座開催などの充実を図ります。 ●在宅医療・介護連携に関する相談支援の充実を図り、地域住民等に対する普及啓発を推進します。 ●南部地区医師会の「南部在宅医療介護支援センター」を活用し連携を強化し、病院等への入退院や在宅移行がスムーズに行えるように進めます。	介護長寿課 (包括支援係)
②看取り・ターミナルケアの普及促進	●終末医療に係る看取り・ターミナルケア等の普及促進について、看取り体制の充実に向け、医療機関、訪問看護ステーション、介護支援専門員等関係機関の連携を強化します。 ●有料老人ホーム等の高齢者施設や在宅の高齢者及び家族に対し、終末期における看取りや看取り介護の周知を行い、看取りに対する理解度の向上を図ります。	介護長寿課 (包括支援係)

(4)認知症の早期対応による包括的支援

取組名	内容	主管課
①認知症初期集中支援チームによる支援の充実	●「認知症初期集中支援チーム」を中心に、認知症の初期支援を包括的・集中的に行い、認知症ケアの充実を図るとともに、認知症相談等の体制強化に努めます。 ●認知症初期集中支援チームの存在が広く知られることで、発症早期の相談へとつながりやすくなるため、チームの周知や初期支援に関する普及啓発に取り組みます。 ●近隣市町村とも協力しながら地域医師会との連携体制を構築し、認知症の初期支援充実を図ります。	介護長寿課 (包括支援係)
②認知症地域支援推進員による支援体制の強化	●地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症高齢者やその家族への支援、認知症に関する相談等に対応し、自立生活のサポートを行う支援体制の構築を図ります。 ●潜在的なケースの掘り起こしを図り、認知症地域支援推進員による高齢者訪問の中から、認知症のリスクが高い事案を拾い上げてアプローチしていきます。 ・市民講演会や認知症サポーター養成講座等の有効的な開催 ・認知症キャラバンメイト連絡会を実施 ・当事者や家族の居場所づくり、相談場所としての認知症カフェの開催	介護長寿課 (包括支援係)

(5)包括的な生活支援サービスの推進

取組名	内容	主管課
①生活支援におけるコーディネート推進	●地域福祉コーディネーター(CSW)と生活支援コーディネーター(ともに社協への委託で配置)との連携・協力により、情報共有を図りながら地域課題に対して、地域全体で支える仕組みの推進を行います。 ●コーディネート推進においては、協議体(第2層)・地域個別ケア会議等を活用し、地域住民にも「我が事」として課題の共有化を行い、共に協働して対応していけるよう支援を進めます。	介護長寿課 (包括支援係)

(6)介護保険サービスの質の向上

取組名	内容	主管課
①介護サービス事業所への指導及び監査	●介護サービス事業所に対する運営指導の標準化を行い、指導監督業務の資質向上を図ります。 ●介護サービス事業所に対し、集団指導等を通じて法令等の周知や運営に関する指導・助言を行い、指導監督業務の効率化を図ります。	介護長寿課 (管理係)
②ケアマネジメント力の資質向上	●介護支援専門員に対しケアプラン作成に関する研修の機会を設け、実践ケアプランへ繋げるように図ります。 ●ケアプラン点検等の実施により、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上に努めるとともに、利用者の自立支援に向けたケアプランの作成を支援します。 ●介護支援専門員に対し、自立支援・重度化防止に向けた助言を行います。	介護長寿課 (認定給付係、 包括支援係)
③介護人材の確保及び介護サービス事業所の負担軽減等(新)	●介護サービス事業所における介護人材の確保等に資するよう、介護職員等処遇改善加算についての周知や取得を促進し、介護人材の処遇改善を図り、介護人材の確保につなげます。 ●介護人材の確保・育成、働きやすい環境の整備や介護の魅力向上、外国人の人材の受入れ等の人材不足対策を進めます。(新) ●介護サービス事業所の文書負担軽減に向けた取り組みとして、厚生労働省の定める標準様式例の原則化及び「電子申請・届出システム」の利用を図ります。(新) ●高齢者の生活の質の向上に資するような効果的な機能訓練プログラム等を実施している介護事業所等の取り組みを評価し、表彰するための仕組みを検討します。(新)	介護長寿課 (管理係)
④リハビリテーション提供体制の強化	●要介護認定者等が、本人の状態に応じて、可能な限り重度化を防ぎ、尊厳をもって暮らせるために必要なリハビリテーションを受けることができる体制を構築します。 ・ケアプラン等点検時において、本人の状態に応じた適切なリハビリテーションサービスが受けられているかの確認 ・ケアプラン等点検を踏まえ、可能な限り本人の状態に応じた適切なリハビリテーションサービスの利用につなげられるよう、ケアマネージャーへの伝達の実施	介護長寿課 (認定給付係)

(7)施設サービスの基盤整備に係る対策

取組名	内容	主管課
①地域密着型サービス等の整備充実	●糸満市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会への実施状況報告を行うとともに、地域密着型サービス事業所の適正な運営について協議を行います。 ●要介護者等利用者が安心して地域で生活が送れるよう、日中・夜間を通しての24時間対応と、利用者の求めに応じて随時対応を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進めます。(新)	介護長寿課 (管理係)
②事業所等の新規の指定申請に対する対応	●介護サービス事業所の新規指定申請について、事業開始直後からの介護サービスの質の確保に向け、指導を実施します。	介護長寿課 (管理係)

(8)介護給付の適正化等の推進

取組名	内容	主管課
①介護給付等費用適正化事業の強化	●事業者が適切なサービス提供、適正な請求等を行えるよう、ケアプランの点検、医療突合・縦覧点検、サービス受給者への給付費通知等を今後も継続して実施します。また、点検強化を図るため、人材確保に努めます。 ●給付費の伸びに対しては、給付実績から市の利用状況を分析して、必要な人に必要なサービス量が提供されているか見極めるなど、給付の適正化を強化します。 ●住宅型有料老人ホームを利用する高齢者の通所介護利用について、必要な人に必要なサービス量が提供されているか見極めるなど、給付の適正化に努めます。 ●住宅改修に係る手続き等の適正化に向けて、適正価格の精査及びケアプラン点検等による審査事務の適正化や専門職人材(理学療法士や住環境2級コーディネーター資格保有者)の確保に努めます。 ●福祉用具貸与及び購入の対応として、国による全国平均貸与価格公表資料を受け、審査事務の適正化対応を図ります。 ・ケアプランや理由書の点検の実施及び給付費通知の定期的な発送 ・医療突合・縦覧点検の実施 ・住宅改修については、介護支援専門員不在の利用者宅や書類で確認できない場合、訪問点検実施 ・福祉用具購入は申請書類提出時に点検実施	介護長寿課 (認定給付係)
②介護認定調査の円滑な実施(新)	●介護認定調査を円滑に実施するために、高齢者人口及び要介護認定申請件数の増加を見込んだ介護認定調査員の必要数の確保及び認定調査外部委託の検討も含めた安定的な体制整備に努めます。 ●適正な認定調査を行うため定期的に調査員研修を実施し、調査員の資質向上に努めます。	介護長寿課 (認定給付係)

(9)包括的に支える住環境の整備

取組名	内容	主管課
①市営住宅の整備 における住環境 対策	●老朽化した市営団地の建替え計画に独居高齢者などの住宅確保への要配慮対策を、今後も継続して盛り込んでいきます。 ●市営住宅を建て替える際に、高齢者が住みやすいよう施設のバリアフリー化を充実させ、配慮された住宅をつくるよう進めます。 ●公営住宅の整備は住宅困窮世帯の対策が基本となっていることから、引き続き、高齢者、障害者など住宅確保の要配慮者などの救済策を位置づけます。 ●市営住宅を整備する際には健康遊具も併せて検討し、健康づくりにも配慮します。	まちづくり課
②有料老人ホーム 等の質の確保	●高齢者の「住まい」である有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図るため、介護サービスの提供状況や入居者の状況等の把握について、県との連携により行います。	介護長寿課 (管理係)
③養護老人ホーム の入所措置の実 施	●65 歳以上の高齢者で心身状態や経済状況等の理由により自宅での生活に支障がある方に対し、養護老人ホームへの施設入所措置を行います。 ●地域包括支援センター等と協力し、措置が必要な高齢者を早急に把握するように努めます。 ・入所相談後に審査及び入所判定委員会を開催し、入所措置の実施	介護長寿課 (高齢者支援係)

基本目標2:健康的で、いきいきと活動できる環境の整備

(健康づくり、介護予防の推進、自立支援・援助の充実、生きがいづくりなど)

取組方針

健康で、趣味や地域活動、ボランティア、仕事など自身が好きな活動に取り組み、自立した生活を長く続けられることは、みんなの願いだと考えます。

そのため、「生活習慣病の予防や健康づくり」をはじめ、高齢者の自立支援に資する「介護予防・生活支援」、「生きがいづくり」などの取り組みの充実を図り、高齢者が健康的で、いきいきと活動できる環境の整備を推進していきます。

(1)生活習慣病の予防及び健康の取り組み推進

取組名	内容	主管課
①健康診査等の充実	●健康づくりの要として、特定健診・特定保健指導の実施やがん検診の充実を図り、受診促進に努めます。 ●高齢者に対する予防接種や長寿健診の広報周知に努めます。 ●歯科に関する正しい知識の普及啓発、歯科検診の受診促進に努めます。 ●運動教室の機会を活用しながら、口腔機能に関するST(言語聴覚士)、歯科医師を活用した講話や嚥下機能評価等の実施回数や場所を増やし、フレイル予防に取り組むように図ります。	健康推進課 介護長寿課 (包括支援係)
②生活習慣病予防の周知・啓発	●生活習慣病予防をはじめとした健康づくりを促進するため、多様な機会や媒体を通じ正しい知識の普及啓発に努めます。 ・広報等の工夫やわかりやすい資料作成、広報周知の強化検討 ・健康増進普及月間等の機会を活用しながら、パネル展やチラシ配布等の実施を継続していきます。 ・各種健診をとおしての保健指導、また、来所や電話による心身の健康相談の機会を通じ個々人への生活習慣病予防の周知を図ります。	健康推進課
③中高年の運動の促進	●日頃からの運動が、生活習慣病や介護の予防に効果的であることをこれまで以上に啓発するとともに、健診後の保健指導の場において、生活の中に運動を取り入れるように促します。 ●中高年を対象に各種スポーツ教室や地域巡回スポーツ教室への参加を促し、その後も継続して運動できるよう体育館、プール、陸上競技場等の施設利用を推進します。	健康推進課 観光・スポーツ振興課

(2)高齢者の健康づくりと介護予防の推進

取組名	内容	主管課
①介護予防普及啓発事業の実施	●公民館等での出前講座、広報紙やホームページを活用した情報発信などにより、介護予防の重要性や取り組みについて周知します。 ・地域デイサービスや住民主体型通いの場でフレイル予防に関する健康教育の実施 ・広報紙やホームページを活用し、介護予防の重要性や取り組みの周知	介護長寿課 (包括支援係)
②願寿館教室の実施	●楽しみながら効果的なトレーニングプログラムを提供し、一人ひとりの状況に応じた内容となるように充実を図ります。また、家庭で簡単にできる運動方法を指導し、健康保持と介護予防が一人でも行えるよう推進します。 ●地域からの依頼に応じ、出張運動指導を実施するほか、ストレッチリーダー、ボランティアなどの人材の確保と養成及び育成を行います。 ●糸満市健康づくりセンター願寿館の周知に努めます。 ●老朽化している現在の糸満市健康づくりセンター願寿館の今後の利用・改善等について検討します。	介護長寿課 (高齢者支援係)
③地域デイサービスの推進	●多くの高齢者が継続的に参加し、介護予防や仲間づくり・生きがいづくりが一層広がっていくように推進します。 ●ボランティアポイント制度を活用し、協力員の確保を支援します。 ・地域の公民館等で介護予防活動等を実施し、高齢者の継続的な参加の定着の推進 ・公共施設等でフレイル予防(加齢に伴う筋力の低下等の予防)等を実施し、高齢者が参加する介護予防の効果的な取り組みの推進 ・ボランティアポイント制度の実施による協力員の確保	介護長寿課 (高齢者支援係、包括支援係)
④高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の推進	●高齢者の心身の多様な課題に対応しきめ細かな支援を実現するため、庁内関係部署と連携し、介護保険の地域支援事業と医療保険の保健事業を一体的に実施します。 ・長寿健診の結果より把握した低栄養及び生活習慣病重症化のハイリスク者に対する保健師や栄養士等の医療専門職による支援の実施 ・地域の通いの場に出向き、フレイル予防に関する健康教育・健康相談の実施 ・長寿健診の受診がなく、医療及び介護サービスの利用もない健康状態が不明な方の実態を把握し、状況に応じて医療受診や介護サービスの利用を支援 ・健康課題の共有や保健事業の展開等を検討するため、保健・医療・介護等関係課連絡部会の定期的な開催	介護長寿課 (包括支援係) 健康推進課

	・75歳到達で保険が変わる高齢者の個別的支援(ハイリスクアプローチ)を切れ目なく行うため、健康推進課、介護長寿課、地域包括支援センターとの連携促進	
--	---	--

(3)高齢者の自立支援＝介護予防・生活支援サービス事業の推進

取組名	内容	主管課
①訪問型サービスの推進		
①-1) 訪問介護予防サービス(国基準によるサービス)の実施	●自立した在宅生活を支援するため、身体介護や病状管理が必要な方に訪問型サービスを提供します。	介護長寿課 (包括支援係)
①-2) 訪問型サービスA(市基準による自立型サービス)の実施	●自立した在宅生活を支援するため、生活援助が必要な方に訪問型サービスを提供します。	介護長寿課 (包括支援係)
①-3) 訪問型サービスB(生活応援隊)の実施	●有償ボランティアである「生活応援隊」による原則30分以内を目途とした生活援助サービスを提供します。 ・ボランティア養成講座の実施 ・地域ケア個別会議や第2層協議体を活用し、地域の支え合い等による新たな生活援助の仕組みの検討	介護長寿課 (包括支援係)
②通所型サービスの推進		
②-1) 通所介護予防サービス(国基準によるサービス)の実施	●身体介護や病状管理が必要な方に、通所型サービスで生活機能訓練等を行い、自立した在宅生活を支援します。	介護長寿課 (包括支援係)
②-2) 通所型サービスA(市基準による自立型サービス)の実施	●小集団で運動機能向上プログラム等を実施する通所型サービスを提供し、身体機能の維持改善を図ります。	介護長寿課 (包括支援係)
②-3) 通所型サービスB(住民主体による団体等への支援)の実施	●住民等の多様な主体が参画した地域の支え合いの充実を図るため、住民主体による通所型サービスの支援を推進します。 ・地域住民が主体的に実施する体操等の介護予防に資する活動への補助金の交付	介護長寿課 (包括支援係)

③生活支援サービス(配食サービス)の実施	●見守りと栄養改善を兼ねた配食サービスにより、自立した在宅生活の継続を支援します。	介護長寿課 (包括支援係)
④介護予防ケアマネジメントの実施	●介護予防が必要な対象者にアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、ケアプランを作成し、本人が自立した生活を送ることができるよう支援します。 ●地域ケア個別会議を開催し、介護予防及び自立支援に資するための効果的な方法について検討を行います。 ●介護支援専門員へ研修参加を促すとともに、研修の成果が見える機会を構築し、実践ケアプランへ繋げていきます。 ●「介護予防ケアマネジメントマニュアル」の普及を図り、適切な介護予防プラン作成支援に努めます。	介護長寿課 (包括支援係)

※必要な方に必要なサービスが提供できる体制を維持できるように、介護予防・生活支援サービス事業の評価と見直しを行います。

※介護予防・生活支援サービス事業検討委員会(仮称)を開催します。

(4)介護予防拠点の基盤整備

取組名	内容	主管課
①介護予防拠点の基盤整備	●介護予防の事業を実施する拠点施設の整備等を検討し、高齢者が身近な地域で介護予防に参加しやすい環境の充実に努めます。また、多様な通いの場の充実に向けた取り組みを推進します。 ・糸満市健康づくりセンター願寿館を介護予防の事業が実施できるように施設の維持・管理 ・多くの高齢者が参加できるように介護予防活動を行う場所の確保	介護長寿課 (高齢者支援係)

(5)生きがいづくりの推進

取組名	内容	主管課
①スポーツ・文化活動・生涯学習等の活動の推進	●スポーツ推進委員を活用し、デイケア、老人クラブ等と連携して運動や軽スポーツに親しむ機会を作ります。	観光・スポーツ振興課
	●高齢者が生きがいを持って生活していけるように、生涯学習、文化活動の場の提供及び情報の発信に引き続き努めていきます。	生涯学習課
②シルバー人材センターの活用促進	●高齢者が知識や経験、技術を地域社会で発揮し、活躍できる場であるシルバー人材センターについて、周知広報に努めていきます。 ●公共事業におけるシルバー人材センターの活用等により、積極的に高齢者の就労機会を創出していきます。	商工水産課
③世代間交流の機会拡充	●児童センター等で、各種行事や祭り等をとおして、高齢者と乳幼児及び児童生徒がふれあう機会の拡充を図ります。	こども未来課
	●生涯学習フェスティバルの実施、社会教育団体3団体(女性会・子ども会・青年団協議会)合同のグラウンドゴルフ等のイベントによる交流事業に協力し、世代間交流を図ります。 ●地域と学校をつなげる地域学校協働活動推進事業を通して、高齢者を含めた地域のボランティアが子どもたちの学習支援や体験活動に参画することで、世代間交流の場をつくります。(子どもたちにとっては、コミュニケーション能力の向上や地域への理解・関心を深める機会となり、高齢者にとっては生きがいづくりや自己実現の機会となります。) ・生涯学習フェスティバルの開催(年1回) ・社会教育団体(女性会・子ども会・青年団協議会)交流事業への協力(年1回) ・読み聞かせ活動推進の観点から、地域から世代を超えて広くボランティアを要請できるようブックスタート事業(年10回程度)や絵本のひろば(年1回)の開催 ・地域学校協働活動推進事業の実施(市内6中学校区において通年実施)	生涯学習課
	●高齢者だけではなく、多世代が集い交流できる住民主体の通いの場の創設を、生活支援コーディネーターが支援します。	介護長寿課 (包括支援係)
④糸満市版長寿大学の実施	●高齢者の生きがいづくりや目標づくりの場を提供できるよう関係機関と連携し、糸満市版長寿大学の実施検討・研究を行います。	介護長寿課 (高齢者支援係)
⑤敬老会助成及び敬老祝金支給	●敬老会を実施する自治会に対し、笑いを通じて元気づけることを目的に文化芸能鑑賞等のサポートを行います。 ●高齢者の敬老と長寿祝福のために、祝金の支給を実施します。	介護長寿課 (高齢者支援係)

⑥老人クラブ活動の促進	●老人クラブが取り組む社会奉仕、教養の習得や健康増進に資する活動等を支援します。 ●糸満市老人クラブ連合会が取り組む活動促進事業、健康づくり・介護予防支援事業や地域支え合い事業を支援します。 ●老人クラブのリーダー等の担い手不足解消に向けた取り組みを支援します。 ・老人クラブや糸満市老人クラブ連合会が実施する各種スポーツ大会等を通し、高齢者が楽しく目標を持って参加できる機会づくりを支援 ・老人クラブや糸満市老人クラブ連合会が実施する地域活動等を通し、世代間交流の機会を広げ、高齢者の生きがい創出への支援 ・老人クラブや糸満市老人クラブ連合会が主体的に行う活動の見直しや各地域への働きかけ(休会クラブ所在地域へ訪問活動等)によりニーズを把握し、会員の加入促進への支援	介護長寿課 (高齢者支援係)
--------------------	---	---------------------------

基本目標3:安心して暮らすための環境の整備と体制づくり

(安心して暮らせる“地域福祉環境”の充実)

取組方針

お互いの立場や状況を理解し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしを支え、地域をともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現を目指すことが求められており、その中で地域における環境整備及び体制づくりは重要な要素となっています。

そのため、地域で支えるための「見守り活動」や「認知症対策」をはじめ、暮らしを支える「生活支援」や「移動手段の確保、交通手段」「ボランティア活動」、「災害対策」などの緊急時の取り組みの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境整備と体制づくりを推進していきます。

(1)高齢者の見守り活動の推進

取組名	内容	主管課
①地域の見守りネットワーク体制の構築	●生活支援コーディネーター等による見守り訪問や老人クラブの友愛訪問などとの連携により、一人暮らし高齢者、高齢者世帯や息子や娘と二人暮らしの高齢者等の見守り活動を推進し、地域支え合いの体制構築を図ります。 ●社協が実施している見守りに関連する事業等と連携し、地域ささえあい会の発足など、地域の見守りの輪を広げていきます。	介護長寿課 (包括支援係)
②緊急通報システム事業の継続	●一人暮らしで常時注意を要する高齢者の緊急時の対応を図るため、緊急通報システム事業を引き続き実施します。 ・簡単な操作で外部に通報できる機器の設置	介護長寿課 (高齢者支援係)
③福祉電話設置事業の継続	●一人暮らし高齢者等に対し福祉電話機器を設置し、日常生活の便宜を図ることを目的に、引き続き実施します。	介護長寿課 (高齢者支援係)

(2)認知症対策の推進

取組名	内容	主管課
①認知症の理解促進と市民への周知	●市民講演会や認知症サポーター養成講座の開催、認知症ケアパスの周知などにより、認知症について普及・啓発を図ります。 ●認知症キャラバンメイトと連携を図るため、認知症キャラバンメイト連絡会を引き続き実施します。	介護長寿課 (包括支援係)
②認知症サポーターの養成と活躍の場の拡充	●市民の認知症への理解を深め、安心して暮らせる環境づくりを推進します。	介護長寿課 (包括支援係)

	●企業や学校などで認知症サポーター養成講座を開催します。 ●認知症サポーター養成講座受講後のフォローアップ研修の開催や活躍の場、有効的な活用について検討します。 ●キャラバンメイトの協力を得ながら、チームオレンジの推進を図ります。 ・認知症サポーター養成講座の開催 ・フォローアップ研修の開催 ・チームオレンジ発足に向けた取り組みの検討	
③認知症支援のネットワークづくり	●認知症高齢者等見守りネットワーク事業協力事業者の増加促進及び「どこシル伝言板」の周知を図り、行方不明高齢者等の早期発見ができる体制づくり及び認知症高齢者等が安心して暮らせる環境づくりを推進します。 ・ホームページ等を活用し、認知症高齢者等見守りネットワーク事業協力事業者の募集 ・サポーター養成講座や各種連絡会など、様々な場面を活用し「どこシル伝言板」の周知	介護長寿課 (包括支援係)
④認知症の人及び家族介護者への支援	●家族介護者等(ヤングケアラー含む)への支援を促進するため、認知症カフェ等を開催し、認知症の方、家族等に対して、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。 ●認知症カフェの認知度のアップ、普及啓発、利用しやすい環境づくりなどを行い、利用者増に努めます。 ●関係者に若年性認知症に対する理解を深めてもらうとともに、地域の資源を活かして、多様なニーズに対応できる体制を構築していきます。	介護長寿課 (包括支援係)

(3)在宅生活に係る支援事業の推進

取組名	内容	主管課
①介護用品支給事業	●家族介護者への支援として、介護用品の支給(紙おむつ等の支給)を実施するとともに、広報紙等を活用して周知していきます。	介護長寿課 (高齢者支援係)
②家族介護慰労金助成事業	●自宅で重度の要介護者を介護する家族に対し、慰労金の支給を実施します。 ●介護者への過重負担等に関する相談機会の充実と併せて本事業の周知に努めます。	介護長寿課 (高齢者支援係)

(4)地域における生活支援の体制づくりの推進

取組名	内容	主管課
①生活支援コーディネーター及び就労支援コーディネーターの活用	●第1層・第2層コーディネーターが連携し、地域ニーズと人的・物的資源を把握します。 ●地域住民及び民間企業やNPOなど様々な主体に対し、地域支え合いの必要性について理解促進を図り、協力依頼を働きかけます。 ・第1層・第2層コーディネーターの配置 ・生活支援コーディネーターの地域ケア個別会議への参加推進 ・地域の集会、民生委員定例会、民間企業との面談など、様々な主体と接点をもち、協力依頼の推進	介護長寿課 (包括支援係)
②協議体の運用と生活支援に係るネットワーク構築	●生活圏域において第2層協議体を定期的開催し、関係者間の情報共有及び連携強化を図り、支え合いの体制を整備します。 ●第2層協議体では解決できない課題を第1層コーディネーターが集約し、課題解決に向けた取り組みを第1層協議体で検討します。	介護長寿課 (包括支援係)

(5)移動手段の確保、交通手段の充実

取組名	内容	主管課
①送迎バス活用事業の継続	●協力事業者の送迎バスを活用した「送迎バス活用事業」を継続するとともに、新たな協力事業所の勧誘等を行い、利用しやすい移動手段として拡充できるように努めます。	介護長寿課 (高齢者支援係)
②外出支援サービス事業の継続	●一般の交通機関を利用することが困難な高齢者の通院支援を行います。 ●市広報等を活用して本事業を周知していきます。	介護長寿課 (高齢者支援係)
③新たな交通手段の整備促進	●いとちゃんminiの運行により、交通弱者である高齢者や障がい者を含む市民の公共交通手段の確保に努めるとともに、移動手段を必要とする交通弱者である高齢者や障がい者等が利用しやすくなるよう、「高齢免許返納者」や「障害者手帳」による割引を行い、負担軽減を図ります。 ●利用客の増加に伴い、予約できない市民も増えるなどの課題もあることから、利用状況の分析と需要が集中する区間の路線化の可能性を検討し、輸送の効率化を図ります。	市民生活環境課

(6)災害や感染症対策の推進

取組名	内容	主管課
①地域での防災体制の充実	●地域防災計画に基づき、市民に対する防災知識の普及啓発をはじめ、子どもや若者も参画しやすい防災講話や防災訓練等を実施します。 ●地域住民に対し、自主防災組織の必要性和結成支援を促進するとともに、防災士の育成や地域における防災訓練の実施に取り組みます。 ●災害時の避難支援体制の充実を図るため、緊急避難場所の確保に努めるとともに、災害ボランティアセンター等と協定締結への取り組みを推進します。 ●防災情報や重要な行政情報を迅速かつ確実に市民に伝達するため、防災行政無線の機能強化に取り組みます。 ●津波災害警戒区域内にある要配慮者施設について、避難確保計画の作成に向けたサポート体制の構築に取り組みます。 (新)	秘書防災課
	●「南部病院跡地等造成事業基本計画」に基づき、高台にある優位性を活かし、支援を要する人に対して、多様なニーズに応じた適切な支援が届く福祉避難拠点の形成に努めます。 (新)	政策推進課
	●市民の防火意識の啓発に関する取り組みをはじめ、消防団・自主防災組織との連携などに向けた取り組みを推進します。 (新)	消防本部
②要配慮者支援策の推進	●糸満市要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者からの同意取得及び個別避難計画の作成について、地域包括支援センターや介護支援専門員と連携を取りながらその進捗に努めます。 ・避難行動要支援者全体名簿に登載された者に対し、高齢者等に係る同意取得及び個別避難計画の作成 ・避難行動要支援者全体名簿の更新、同意者名簿及び個別避難計画を地域支援者へ提供できるように関係各課との共有・連携の推進	介護長寿課 (高齢者支援係)
③業務継続計画(BCP)の策定支援(新)	●令和6年度より義務化された、地震等の災害や感染症が発生した場合でも、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する業務継続計画(BCP)について、未策定事業所・新規事業所が確実に策定するよう支援するとともに、市内事業所に向けて必須となる研修及び訓練等の周知を進めます。	介護長寿課 (管理係)

④救急医療情報キットの普及促進	●一人暮らしの高齢者等に、かかりつけ医療機関、持病、家族の連絡先など緊急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布し、また、その医療情報を利用者やその家族が、更新を行うよう市広報等で周知を図ります。 ●関係機関等への周知を図り、情報共有に努めます。	介護長寿課 (高齢者支援係)
⑤感染症対策の推進	●介護サービス等や地域デイサービス、介護予防教室の事業所や実施主体、委託先については、感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているか定期的に確認するとともに、介護事業所職員等が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、感染症に対する情報提供を行います。	介護長寿課 (包括支援係、管理係)

(7) ボランティア活動の推進と連携

取組名	内容	主管課
①ボランティアの養成と活動支援の強化	●ボランティア活動推進校を対象とした福祉体験や講演会、高齢者や障がい者との交流、障がい者への手助けの仕方講習等を行い、学校における生徒の福祉意識やボランティア意識醸成及びボランティアの機会づくり等を進めます。	社会福祉課
②ボランティアポイント制度の導入	●介護予防ボランティアポイント制度導入により、ボランティア活動を通じた高齢者の社会参加及び生きがいづくりを推進します。 ●介護予防ボランティアポイント制度を活用し、人材不足が深刻化する介護現場や地域活動の負担軽減を図ります。	介護長寿課 (包括支援係)